

【住宅財形（期日指定定期コース）】

三井住友信託銀行株式会社
（平成 26 年 5 月 7 日現在）

●この「商品概要説明書」は、財産形成住宅預金（期日指定定期型）の商品内容の概要を記載したものです。

項 目	内 容
1. 商品名＜愛称＞	・ 財産形成住宅預金（期日指定定期型） ＜愛称・住宅財形（期日指定定期コース）＞
2. ご利用になれる方	・ 委託先事業主の従業員で、契約締結時満 5 5 歳未満の方に限ります。
3. 預入期間	[この預金に係る期日指定定期預金] ・ 積立期間は 5 年以上です。 ・ 積立毎に 1 年間を据置期間とし、積立日の 3 年後の応当日を最長預入期限とする期日指定定期預金を作成します。 ・ 最長預入期限に元利金合計額で自動継続します。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入単位	・ 給与・ボーナスからの天引き積立です。 ・ 1 円以上 1 円単位。
5. 払戻方法	・ 原則として持家の取得等の費用に充てる場合に、ご指定の方法によりお支払いします。
6. 利息 (1) 利率 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・ 預入日に店頭表示する財形住宅預金（期日指定定期コース）「2 年未満利率」・「2 年以上利率」を適用します。 ・ 積立ごとの預入時の利率は満期日までは変わりません。（固定金利） ・ 金利情勢等によっては、お預け入れ期間にかかわらず、適用利率が同じになる場合があります。 ・ 継続日に一括して元金に組入れます。 ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 3 6 5 日とする日割計算（1 年複利計算）。 ・ 満期日以降の利息は解約日における普通預金利率により計算します。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	—
9. 中途解約 (1) 中途解約の方法	・ 原則として持家取得以外の払出し・解約はできません。 ・ やむを得ない事由で持家取得支払以外の払出しをする場合はこの預金を全

商品概要説明書

<p>(2) 一部解約</p> <p>(3) 中途解約利息</p>	<p>部解約していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 持家取得支払の場合に限り持家の取得等の前に一定の条件で一部の解約ができます(1回のみ)。 <p>この場合、一部解約後2年以内かつ持家の取得等から1年以内に残額を解約していただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中途解約の場合、積立毎に以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息をお支払いします。(中途解約時の金利情勢等により、中途解約利率が解約時点の普通預金利率を下回る場合があります。) <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">《預入していた期間》</td> <td style="text-align: center;">《中途解約利率》</td> </tr> <tr> <td>6か月未満</td> <td>… 解約日の普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>… 「2年以上利率」×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>… 「2年以上利率」×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>… 「2年以上利率」×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td> <td>… 「2年以上利率」×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>… 「2年以上利率」×90%</td> </tr> </table>	《預入していた期間》	《中途解約利率》	6か月未満	… 解約日の普通預金利率	6か月以上1年未満	… 「2年以上利率」×40%	1年以上1年6か月未満	… 「2年以上利率」×50%	1年6か月以上2年未満	… 「2年以上利率」×60%	2年以上2年6か月未満	… 「2年以上利率」×70%	2年6か月以上3年未満	… 「2年以上利率」×90%
《預入していた期間》	《中途解約利率》														
6か月未満	… 解約日の普通預金利率														
6か月以上1年未満	… 「2年以上利率」×40%														
1年以上1年6か月未満	… 「2年以上利率」×50%														
1年6か月以上2年未満	… 「2年以上利率」×60%														
2年以上2年6か月未満	… 「2年以上利率」×70%														
2年6か月以上3年未満	… 「2年以上利率」×90%														
<p>10. 当社が契約している指定紛争解決機関</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 05070-01710 または 03-5252-3772 														
<p>11. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> この財形預金は元本保証商品です。 また預金保険制度の対象となっていますので、万一当社が払戻しを停止した場合においても預金保険の保険金の範囲内までは保護されます。 														